

リアルな国際税務～免除証明書とは？

はじめに

外国法人に対して国内で一定の支払いを行う場合、内国法人への支払いと比べて広範な支払いについて、支払者に源泉徴収義務が課されます。しかし、日本に恒久的施設を有している外国法人が源泉免除証明書という書類を支払者に提示した場合、一部の支払いについては源泉徴収の免除を受けることが可能になります。今回は、この源泉免除証明書の制度に関し、国際税務が苦手な会員向けに税務調査風にご紹介します。

調査のやり取り例（A調査官、B社長）

- A) 御社は多くの不動産物件を管理していますね。大家さんの物件に対する具体的な業務内容を教えてください。
- B) テナント募集から家賃の管理、修理などのメンテナンス業務全般ですね。テナントからの家賃は一旦、弊社に入り、管理手数料を差し引いた残りを各大家さんへ送金しています。
- A) ところで、この支払一覧明細表を見てみると、Y国日本支店への支払いがありますね。こちらも不動産管理に伴う家賃送金でしょうか。
- B) はい、こちらの法人さんは本店がY国にある法人で、日本へ投資する目的で都内に日本支店を開設しています。
- A) なるほど。今回のケースでは免除証明書の交付を受けていないと御社の方で源泉徴収義務が発生しますよ。Y国法人の日本支店へ支払う時に20.42%の源泉所得税を控除して納付が必要です。
- B) え～、そうですか。外国の法人かもしれません、実際は国内に存在している法人ですよ。
- A) その日本支店はY国外国法人のPE（恒久的施設）に当たり、対象国内源泉所得として課税されます。
- B) 今後は支払いの都度、源泉徴収してあとで納税、とても面倒ですね。その免除証明書はどういうものですか。
- A) 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書は、Y国法人側が所轄の税務署に申請し取得するものです。この証明書があれば源泉徴収は免除されます。
- B) この申請書は申請すればすぐ発行されるのでしょうか。
- A) 申請書を提出してもすぐに源泉免除証明書が交付される訳ではなく、申請書の提出後交付までには、約1か月程度の期間を要することになります。また、源泉免除証明書には有効期間が設定されています。そのため、一度交

付を受けた後も証明書の定期的な更新が必要となります。

- B) 分かりました。とても難しいですね。でも当社にとってメリットがありそうです。早速、証明書を取得してもらいます。

制度の概要

源泉免除証明書の交付による源泉徴収の免除制度とは、恒久的施設（「PE」）を有する外国法人で、本来は源泉徴収の対象とされる一定の国内源泉所得のうち、その外国法人のPEに帰せられるもの（「対象国内源泉所得」）の支払いを受ける際に、支払者に対して納税地の所轄税務署長から交付を受けた源泉免除証明書を提示した場合に、支払者による源泉徴収が免除されるという制度です。ここでポイントとなるのは、源泉免除証明書の交付を受けるためには、外国法人がPEを有していないなければならないことと、支払いを受ける国内源泉所得が対象としてそのPEに帰属していなければならないことの2点です。

従って、そもそも国内にPEを有していない外国法人や、PEを有していたとしても国内源泉所得がPEに帰属しない場合には、源泉免除証明書による源泉徴収の免除対象とはされません。国内源泉所得がPEに帰属しない場合には、必要に応じて租税条約による源泉税の減免を検討することになります。源泉免除証明書の交付を受けたとしても、すべての国内源泉所得について源泉徴収が免除される訳ではなく、免除の対象となる所得とならない所得があるので注意が必要です。

源泉免除証明書制度の交付要件としては、外国普通法人となった旨の届出等を提出していること、会社法又は民法の規定による登記をすべき外国法人にあっては、その登記をしていること、適用を受けようとする対象国内源泉所得が法人税を課される所得のうちに含まれるものであること、偽りその他不正の行為により所得税又は法人税を免れたことがないこと、証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示する場合において、当該支払者の名称、事務所等を帳簿に記録することが確実であると見込まれることが必要です。

最後に、外国法人のクライアントの中でも今回の免除証明書制度、あるいは租税条約の検討をして見ると税金が減少して喜ばれることがあるかもしれません。なかなか馴染みがない制度かもしれませんが、税理士として対応し今後研鑽していく姿勢が必要と感じております。

参考 所得税法第180条、第214条

（国際特別委員会委員 今野 真輔）